

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年5月8日

住所 熊本市東区长嶺東三丁目4番40号
氏名 河津造園株式会社
代表取締役 河津 正秀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日	平成24年5月8日	許可番号	第568号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	木くずの破碎施設（移動式） 木くず		
設置場所	（保管場所） 熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5		
処理能力	456t/日（8時間）		
許可の条件	破碎処理については、排出事業場敷地内において行うこと。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和7年9月17日

住所 熊本市中央区水前寺三丁目3番25号
氏名 河津造園株式会社
代表取締役 先崎 尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

福岡県知事

服部 誠太郎



許可の年月日	令和7年9月17日	許可番号	第675号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	木くずの破砕施設（移動式） 木くず 以上1品目		
設置場所	（保管場所）熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5		
処理能力	249t/日（8時間）		
許可の条件	（1）破砕施設については、60mm以下のスクリーンを使用すること。 （2）破砕処理については、散水設備を設けた排出事業場敷地内において行うこと。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		